

第 146 号通信 2024/9/12 **法律が間違っていれば、その被害/差別/偏見は凄まじい。** 原告支援のご署名をお願いいたします。学習会にもご参加を（9月21日（土）16時から）！ つなごう命の会 避難者通信

皆々様

BCC でお許し下さい。重複ご容赦下さい。拡散頂ければ幸いです。

*法律が間違っていれば、その被害/差別/偏見は凄まじい結果を生む。
一被曝者援護法等から内部被曝が排除されたために、巨大な差別と偏見が行われた。被曝体験者 2 番目訴訟の判決（一部勝訴）は不当な根拠付けによる。

（ネット署名のお願い）判決を受けての「勝訴者に対しては控訴をしないこと、敗訴の原告を始め、該当する被曝体験者全てに救済に道を開いて下さい』という趣旨のネット署名を行います、

<https://chng.it/GYGmHQPDdR>

是非ご署名により不当に差別されてきた「被曝体験者」にご支援を下される様お願い申し上げます。

① 判決内容：不当判決

この9月9日に長崎被曝体験者「2 回目訴訟」の判決が長崎地裁で言い渡されました。原告 44 人中 15 人だけが「原爆手帳公布申請却下処分を取り消す」と認められました。他の 29 名は認められませんでした。

（行政に忖度し/根拠無しに科学的知見を否定する/逆戻り裁判）

マンハッタン調査団の測定は精度が劣るとして採用せず、同時に放射能環境を半径 12 km 以上の広範囲に作った円形な水平原子雲は認めず、放射能が高く、黒い雨が降った蓋然性が強い東側地域のみ認めるものでした。

判決の大半は援護法等の法律のできた所以や事後の対応を記述し、諸測定結果に対しては、否定的な疑義を挿み、結果を全て、科学的根拠を詳述せずに、却下するものでした。

これらは科学的に見ても合理的な判断を欠いており、その判断は未だに内部被曝を認めていない行政に忖度することから生じていると判断せざるを得ません。何故なら、いずれの科学的知見に対しても、疑義を提示し、科学的検討無しに事実を却下する手法を行使しているからです。

（被曝者援護法/「内部被曝排除」の誤謬基準）

事の発端は、被曝者医療法および被曝者支援法の「被曝者の定義」から、放射線被曝を初期放射線による外部被曝だけに留め、内部被曝を排除したという「事実誤認」によるものです。「優生保護法」同様、法律の不正・誤謬は巨大な犠牲と偏見の差別をもたらすものです。

アメリカ核戦略で核兵器を使用し続けるために、「核兵器は化学兵器や生物兵器とは異なり、後遺症を伴う兵器ではない」という主張を最重視し、放射線被曝特に内部被曝を徹底的に政治的にも科学的にも否定しました。日本は米国の戦後の原爆処理戦略に従っただけで、主権国としての事実調査を欠いた不当な「内部被曝排除」基準を採用したところに全ての差別の根源：内部被曝した市民の苦難の根源があります。原爆手帳を求める市民に対して「**原爆被曝者対策基本問題懇談会**」の発言として「ゆすりたかりの類い」とまでの言葉が飛び出しております。

(数々の誤謬対応/差別対応)

政府は、内部被曝で健康を害した市民に対して、内部被曝を認めない立場から、対症療法的な措置（①被曝者、②第1種健康診断特例区、③第2種健康診断特例区（長崎被曝体験者））を施行しました。内部被曝を認めないものですから、本質的に差別施行でありました。

(黒い雨・広島高裁判決)

黒い雨広島高裁の判決は

- ① 内部被曝を完璧に認める。
- ② 原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができるか否かという観点から、科学的知見を用いるべきであり、例えば、それまで原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定できると考えられていたけれども、最新の科学的知見により、その結論に疑義が生じたというのであれば、被曝者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するという結論を導く方向で用いるべきである。
- ③ 「半径15kmに及ぶ広域に放射性微粒子の充満する環境を形成したのは逆転層に広がる水平原子雲である」という矢ヶ崎説は重要な科学的仮説である。
- ④ 黒い雨に打たれても打たれなくともその環境にいた者は内部被曝を被り、「身体に放射線の影響を与える事情」の元にあったと判定すべきであると判決している。

(政府は三権分立の原理に従わない不当対応)

これに対して、政府はあくまで内部被曝を排除した法律にこだわり、事実上、

広島高裁判決を無視しているのです。これが今回の長崎地裁判決に反映しているとすべきです。長崎地裁判決は完全に司法的な逆戻りです。

(長崎被爆体験者は二重三重の被差別者)

長崎被爆体験者は、法律施行則が外部被曝に限定されているが故に、「あなたたちは被爆をしていません」、「あなたたちの健康被害は精神的に「ひばくしたのではないか」という精神的ストレスが原因です（内部被曝による疾病を精神疾病とする大偏見）」、「医療手当を受けるときは、指針神経科、心療内科等の通院証明書が必要」とされる集団で、まさに政府による二重、三重の差別と偏見を強制されてきた人々です。

2007年に第一陣が提訴し、その後第2陣が提訴しました（合計650人）いずれも最高裁まで行って敗訴しました。今期は「2回目訴訟」です。

政府はすぐさま偏見を詫び、偏見を是正すべきです。即ち、すぐさま被爆者と認定すべきです。

(ネット署名にご協力を(再度))

冒頭付近に記述しましたネット署名にご協力下さい。

<https://chng.it/GYGmHQPDdR>

(判決当日の記録)

また判決当日の原告および弁護団・支援者の様子を5分ほどにまとめてあります。下記の記事をご覧ください。

<https://www.dropbox.com/t/OmIGke7wRL3Isphl>

- 2 第64回つなごう命の会定例学習会 集会形式+ズーム
会場を取って地元の皆様には直接聞いてもらえるようになりました。
会場あるいはズームで、ご気楽にご参加下さい。

話題

そろそろ、ICRP/国際原子力委員会の支配に終止を打ちませんか？ 第2弾

- ① 内部被曝無視で差別され続けた原爆被災者たち
長崎被爆体験者判決報告
- ② 前回のおさらい
- ③ 原災対策特措法によらず法定組織を拒否する手段で法治国家を破壊した国の話

日時

2024年9月21日(土) 16時からおよそ2時間

会場

牧志駅前星空公民館 パソコン室

ズーム参加

ZOOM URL パスワード等

<https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=U1lnS21xQWRyOXRLN1ZKNFRxN08xQT09>

ミーティング ID: 771 881 3361

パスコード: D8R2Lt

参加予定の方は事前に<yagasaki888@^Agmail.com>
までご連絡ください。(Aを@にご変更ください)
参加費無料です

第 146 号通信 2024/9/12 法律が間違っていれば、その被害/差別/偏見は凄まじい。

原告支援のご署名をお願いいたします。

学習会にもご参加を（9月21日(土) 16時から）！

皆々様

BCC でお許し下さい。重複ご容赦下さい。拡散頂ければ幸いです。

* 法律が間違っていれば、その被害/差別/偏見は凄まじい結果を生む。

一被曝者援護法等から内部被曝が排除されたために、巨大な差別と偏見が行われた。被曝体験者 2 回目訴訟の判決（一部勝訴）は不当な根拠付けによる。

（ネット署名のお願い）判決を受けての「勝訴者に対しては控訴をしないこと、敗訴の原告を始め、該当する被曝体験者全てに救済に道を開いて下さい」という趣旨のネット署名を行います、

<https://chnng.it/GYGmHQPDdR>

是非ご署名により不当に差別されてきた「被曝体験者」にご支援を下される様お願い申し上げます。

1 判決内容：不当判決

この9月9日に長崎被曝体験者「2 回目訴訟」の判決が長崎地裁で言い渡されました。

原告 44 人中 15 人だけが「原爆手帳公布申請却下処分を取り消す」と認められました。

他の 29 名は認められませんでした。

（行政に忖度し/根拠無しに科学的知見を否定する/逆戻り裁判）

マンハッタン調査団の測定は精度が劣るとして採用せず、同時に放射能環境を半径 12 km 以上の広範囲に作った円形に広がる水平原子雲は認めず、放射能が高く、黒い雨が降った蓋然性が強い東側地域のみ認めるものでした。

判決の大半は被曝者援護法等の法律のできた所以や事後の対応を記述し、諸測定結果に対しては、否定的な疑義を挿み、結果を科学的根拠を詳述せずに、却下するものでした。

これらは科学的に見ても合理的な判断を欠いており、その判断は未だに内部被曝を認めていない行政に付度することから生じていると判断せざるを得ません。

何故なら、いずれの科学的知見に対しても、疑義を提示し、科学的検討無しに事実を却下する手法を行使しているからです。

(被爆者援護法/「内部被曝排除」の誤謬基準)

事の発端は、被爆者医療法および被爆者支援法の「被爆者の定義」から、放射線被曝を初期放射線による外部被曝だけに留め、内部被曝を排除したという「事実誤認」によるものです。

「優生保護法」同様、法律の不正・誤謬は巨大な犠牲と偏見の差別をもたらすものです。

アメリカ核戦略で核兵器を使用し続けるために、「核兵器は化学兵器や生物兵器とは異なり、後遺症を伴う兵器ではない」という主張を最重視し、放射線被曝、特に内部被曝を徹底的に政治的にも科学的にも否定しました。

日本は米国の戦後の原爆処理戦略に従っただけで、主権国としての事実調査を欠いた不当な「内部被曝排除」基準を採用したところに全ての差別の根源：内部被曝した市民の苦難の根源があります。

原爆手帳を求める市民に対して「原爆被爆者対策基本問題懇談会」の発言として「ゆすりたかりの類い」とまでの言葉が飛び出しております。

(数々の誤謬対応/差別対応)

政府は、内部被曝で健康を害した市民に対して、内部被曝を認めない立場から、対症療法的な措置（①被爆者、②第1種健康診断特例区、③第2種健康診断特例区（長崎被爆体験者））を施行しました。内部被曝を認めないものですから、本質的に差別施行でありました。

(黒い雨・広島高裁判決)

黒い雨広島高裁の判決は

- ① 内部被曝を完璧に認める。
- ② 原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができるか否かという観点から、科学的知見を用いるべ

きであり、例えば、それまで原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができると考えられていたけれども、最新の科学的知見により、その結論に疑義が生じたというのであれば、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するという結論を導く方向で用いるべきである。

③ 「半径 15km に及ぶ広域に放射性微粒子の充満する環境を形成したのは逆転層に広がる水平原子雲である」という矢ヶ崎説は重要な科学的仮説である。

④ 黒い雨に打たれても打たれなくともその環境にいた者は内部被曝を被り、「身体に放射線の影響を与える事情」の元にあったと判定すべきである。

と判決している。

(政府は三権分立の原理に従わない不当対応)

これに対して、政府はあくまで内部被曝を排除した法律にこだわり、事実上、広島高裁判決を無視しているのです。

これが今回の長崎地裁判決に反映しているとすべきです。

長崎地裁判決は完全に司法的な逆戻りです。

(長崎被爆体験者は二重三重の被差別者)

長崎被爆体験者は、法律施行則が外部被曝に限定されているが故に、「あなたたちは被曝をしていません」、「あなたたちの健康被害は精神的に「被曝したのではないか」という精神的ストレスが原因です(内部被曝による疾病を精神疾病とする大偏見)」、「医療手当を受けるときは、指針神経科、心療内科等の通院証明書が必要」とされる集団で、まさに政府による二重、三重の差別と偏見を強制されてきた人々です。

2007年に第一陣が提訴し、その後第2陣が提訴しました(合計650人)いずれも最高裁まで行って敗訴しました。今期は「2回目訴訟」です。

政府はすぐさま偏見を詫び、偏見を是正すべきです。即ち、すぐさま被爆者と認定すべきです。

(ネット署名にご協力を(再度))

冒頭付近に記述しましたネット署名にご協力下さい。

<https://chng.it/GYGmHQPdR> 。

(判決当日の記録)

また判決当日の原告および弁護団・支援者の様子を5分ほどにまとめてあります。下記のブログをご覧ください。

<https://www.dropbox.com/t/0mIGke7wRL3Isph1>

2 第64回つなごう命の会定例学習会 集会形式+ズーム
会場を取って地元の皆様には直接聞いてもらえるようになりました。
会場あるいはズームで、ご気楽にご参加下さい。

話題

そろそろ、ICRP/国際原子力委員会の支配に終止を打ちませんか？

第2弾

① 内部被曝無視で差別され続けた原爆被災者たち

長崎被爆体験者判決報告

② 前回のおさらい

③ 原災対策特措法によらず法定組織を拒否する手段で法治国家を破壊した国の話

日時

2024年9月21日(土) 16時からおよそ2時間

会場

牧志駅前星空公民館 パソコン室

ズーム参加

ZOOM URL パスワード等

<https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=>

[U1lnS21xQWRYOXRLN1ZKNFRxN08xQT09](https://us04web.zoom.us/j/7718813361?pwd=U1lnS21xQWRYOXRLN1ZKNFRxN08xQT09)

ミーティング ID: 771 881 3361

パスコード: D8R2Lt

参加予定の方は事前に<yagasaki888(A)gmail.com>

までご連絡ください。(Aを@にご変更ください)

参加費無料です